

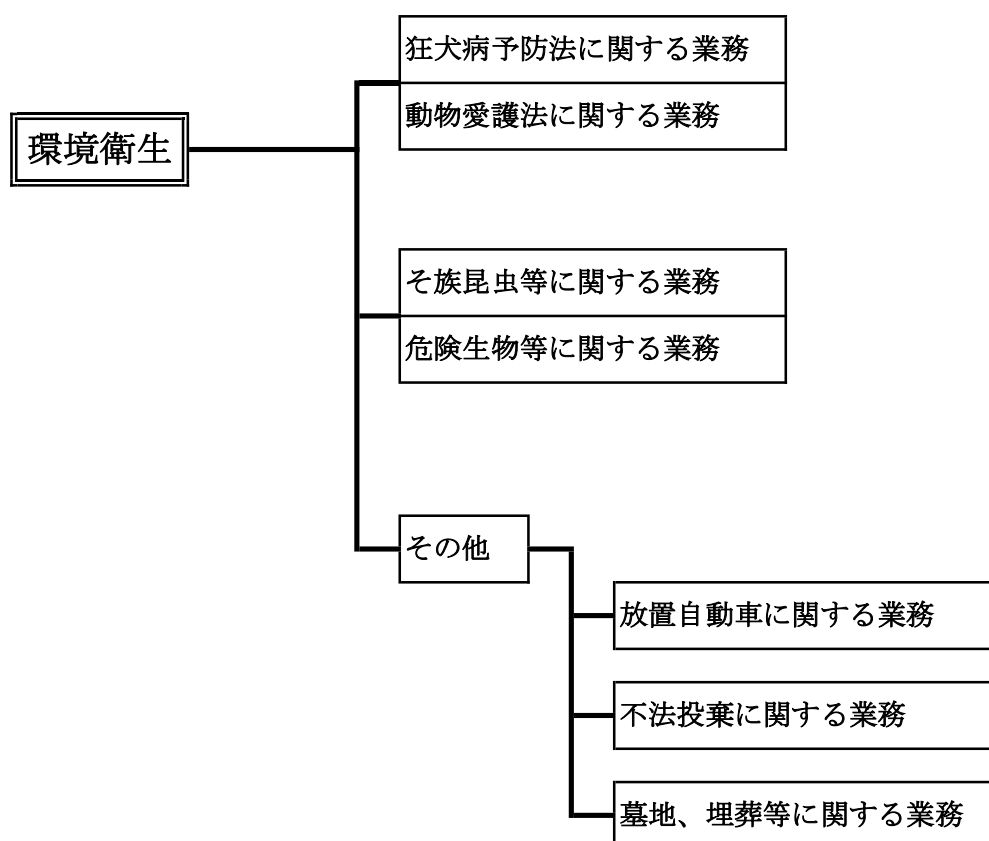
第 8 章 環境衛生

| | | |
|---|------------------------|-----|
| 1 | 環境衛生業務の概要 | 5 3 |
| 2 | 狂犬病予防法及び動物愛護法に関する業務 | 5 4 |
| 3 | そ族昆虫及び危険生物に関する業務 | 5 5 |
| 4 | その他 | 5 6 |
| | (1) 放置自動車に関する業務 | 5 6 |
| | (2) 不法投棄に関する業務 | 5 6 |
| | (3) 墓地、埋葬等に関する法律に基づく業務 | 5 7 |

1 環境衛生業務の概要

環境衛生は、市民の健康的な生活の基盤をなすものであり、衛生的な生活環境づくりを推進することが課題です。市民の快適な生活環境を保持するために、下記の体系に分けた業務を行っております。

環境衛生業務施策の体系



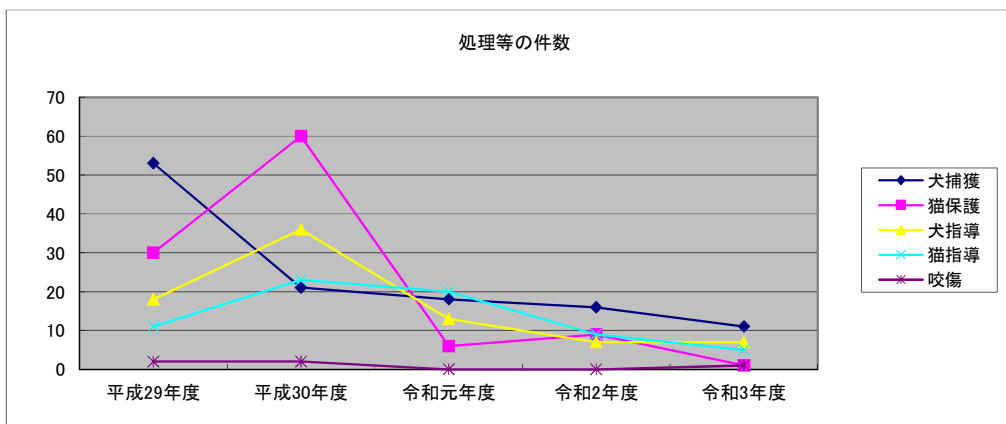
2 狂犬病予防法及び動物愛護法に関する業務

狂犬病予防法及び動物愛護法、豊見城市飼い犬条例に基づき、徘徊犬等の捕獲や飼い犬の登録及びペットの適正飼育の指導等を行っております。また、ペットの不適正飼育（主に、糞尿被害や鳴き声等）により周辺住民の生活環境が悪化しているという相談も多くなっています。そのため、沖縄県動物愛護センターや自治会と協力し対策の強化及び住民の生活環境の改善に努めております。

表① 犬及び猫に関する処理等の件数

| | 犬捕獲数 | 猫保護数 | 犬に関する指導件数 | 猫に関する指導件数 | 咬傷件数 |
|--------|------|------|-----------|-----------|------|
| 平成29年度 | 21 | 60 | 36 | 23 | 2 |
| 平成30年度 | 18 | 6 | 13 | 20 | 0 |
| 令和元年度 | 16 | 9 | 7 | 9 | 0 |
| 令和2年度 | 11 | 1 | 7 | 5 | 1 |
| 令和3年度 | 11 | 1 | 7 | 5 | 1 |
| ※前年比 | -31% | -89% | 0% | -44% | - |

※ 直近の年度の比較



表② 畜犬登録頭数及び狂犬病予防注射接種状況

| | 飼い犬登録数 | 狂犬病予防注射済 | 狂犬病予防注射接種率 |
|--------|--------|----------|------------|
| 平成28年度 | 2,234 | 1,494 | 66.88% |
| 平成29年度 | 2,230 | 1,387 | 62.20% |
| 平成30年度 | 2,248 | 1,415 | 62.94% |
| 令和元年度 | 2,275 | 1,468 | 64.53% |
| 令和2年度 | 2,305 | 1,363 | 59.13% |
| 令和3年度 | 2,331 | 1,423 | 61.05% |
| ※前年比 | 101% | 104.4% | |

※ 直近の年度の比較

表③ 犬・猫死骸処理状況

| | 平日 | | | 休日 | | 合計 |
|--------|-----|-----|-----------------|----|-----|-----|
| | 回収 | 未回収 | その他 (会社持込など) | 回収 | 未回収 | |
| 平成29年度 | 153 | 8 | 3 | 20 | 8 | 192 |
| 平成30年度 | 164 | 11 | 1 | 27 | 2 | 205 |
| 令和元年度 | 149 | 18 | 0 | 24 | 6 | 197 |
| 令和2年度 | 112 | 11 | 0 | 26 | 0 | 149 |
| 令和3年度 | 125 | 15 | 3 | 25 | 4 | 172 |

3 そ族昆虫及び危険生物に関する業務

そ族昆虫に関する業務においては、感染症の媒介となる害虫の駆除及び発生防止に関する業務です。害虫の発生が市有地であれば、管理部署が薬剤散布の検討や発生場所の適正管理を行います。また、民有地であれば原則、所有者の処理となるため駆除作業に関する助言及び指導を行っております。(表①)

危険生物に関する業務は、捕獲器の設置を行い、ハブによる咬傷事故を未然に防ぐよう努めております。また、住民へハブに関する情報の提供や助言等を行っております。(表②)

そ族昆虫とハブ等の危険生物の発生を抑制するために、不良状態の空き地の所有者に対し、適正管理を行うよう通知を行っております。(表③)

表① そ族昆虫等の相談件数

| | ネズミ | 蚊 | ヤスデ | ハチ | その他 | 合計 |
|--------|-----|---|-----|----|-----|----|
| 平成29年度 | 0 | 0 | 1 | 3 | 0 | 4 |
| 平成30年度 | 1 | 2 | 0 | 9 | 3 | 15 |
| 令和元年度 | 0 | 3 | 1 | 7 | 0 | 11 |
| 令和2年度 | 1 | 0 | 0 | 4 | 4 | 9 |
| 令和3年度 | 0 | 1 | 1 | 6 | 0 | 8 |

表② ハブの捕獲器実績等 (危険生物関係)

| | 捕獲器依頼 | 捕獲した内訳 | | | 咬傷 |
|--------|-------|--------|------|-----|----|
| | | ハブ | アカマタ | その他 | |
| 平成29年度 | 54 | 95 | 23 | 0 | 1 |
| 平成30年度 | 42 | 115 | 28 | 1 | 1 |
| 令和元年度 | 51 | 127 | 34 | 0 | 0 |
| 令和2年度 | 35 | 96 | 29 | 0 | 0 |
| 令和3年度 | 39 | 101 | 36 | 0 | 1 |

表③ 空き地整備関係処理件数

| 年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|----|--------|--------|-------|-------|-------|
| 件数 | 70 | 82 | 114 | 70 | 53 |

4 その他

(1) 放置自動車に関する業務

豊見城市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例に基づく業務です。目的は、放置自動車による障害を除去することにより、市民の快適な生活と安全を確保し、良好な都市環境を形成するとともに、本市の美観の維持増進を図ることです。自動車を調査することで、所有者を特定し放置自動車を撤去するよう指導、勧告、命令を行っています。

表① 放置自動車処理件数

| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|----|--------|--------|-------|-------|-------|
| 件数 | 14 | 20 | 12 | 14 | 7 |

(2) 不法投棄に関する業務

廃棄物処理法第16条により規定されている不法投棄に関する業務です。発見者からの通報により、現場確認をし投棄者特定に繋がる情報の収集や土地所有者及び管理者へ再度不法投棄をされないように環境づくりについて指導や助言等を行っています。また、不法投棄防止看板を設置し、周囲の関心を高めることにより不法投棄されにくい地域づくりを行っております。その他、県の南部保健所や警察署といった関係機関と連携をし、不法投棄が無くなるよう努めております。

表① 不法投棄相談件数

| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|----|--------|--------|-------|-------|-------|
| 件数 | 52 | 71 | 54 | 38 | 20 |

表② 不法投棄防止看板設置件数

| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|----|--------|--------|-------|-------|-------|
| 件数 | 11 | 11 | 12 | 13 | 9 |

(3) 墓地、埋葬等に関する法律に基づく業務

墓地、埋葬等に関する法律に基づく業務です。

- i) 墓地等の経営許可においては、市長の許可が必要です。 ※1
- ii) 改葬を行う申請者に対し、改葬許可の交付を行っております。 ※2
- iii) 無縁遺骨等の処理については、引き取り手の無い遺骨等を市の遺骨安置所へ収骨しています。 ※3

表① 墓地、埋葬等に関する業務件数

| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|----------|--------------|--------|-------|-------|-------|
| 経営等許可 | 3 (内廃止1件) | 1 | 10 | 5 | 3 |
| 改葬許可 | 2 | 6 | 12 | 7 | 14 |
| 無縁遺骨等の処理 | 4 | 3 | 6 | 6 | 2 |
| 墓地関係苦情 | 1 | 1 | 3 | 0 | 5 |

※1 墓地、埋葬等に関する法律

第十条 墓地、納骨堂又は火葬場を経営しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

★ 権限移譲により、平成24年度からは市長の許可となっています。

※2 墓地、埋葬等に関する法律

第五条 埋葬、火葬又は改葬を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の許可を受けなければならない。

※3 墓地、埋葬等に関する法律

第九条 死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長が、これを行わなければならない。